

おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会要項

〔 令和元年12月14日
制 定 〕

(設置)

第1条 沖縄県内の高等教育機関における数理・データサイエンス教育推進を目的とし、おきなわ数理・データサイエンス教育普及連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この要項において用いられる主な用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 数理・データサイエンス教育

平成28年12月に文部科学省で取りまとめられた「大学の数理・データサイエンス教育強化方策について」に含まれる、数理的思考力とデータ分析・活用能力を持つ人材の育成に向けた大学教育システムのことをいう。

(2) 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム

平成29年度に、数理・データサイエンスを中心とした全学的・組織的な教育を行うセンターを整備して、各大学内での数理・データサイエンス教育の充実に努めるだけでなく、全国の大学に取組成果の波及を図るため、地域や分野における拠点として、他大学の数理・データサイエンス教育の強化に貢献するために整備された拠点校（北海道大学、東京大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、九州大学）で形成されるコンソーシアムのことをいう。

(活動)

第3条 連絡会は数理・データサイエンス教育に関する以下の事項について、活動を行う。

(1) 情報共有

- ① 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムの検討内容及び成果物等について
- ② 実践事例や授業コンテンツ等について
- ③ カリキュラム設計について
- ④ FD活動について

(2) 前項に掲げるものの他、数理・データサイエンス教育推進に関すること。

(会員)

第4条 連絡会は、連絡会の目的や活動に賛同する個人及び団体をもって構成する。

(世話人会)

第5条 連絡会の運営のために、参加する会員のうち若干人の世話人を選任し、世話人会を構成する。

2 世話人の選任は、会員の互選により決定する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、国立大学法人琉球大学学生部教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第8条 この要項の改廃は、会員の合議により行う。

附 則

この要項は、令和元年12月14日から実施する。

附 則（令和3年3月26日）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。